



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

\*13 運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

1063 大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 6

1064 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 ( " ) ..... 6

1065 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 7

### ○ 監査公表

監査公表第22号 ..... 7

監査公表第23号 ..... 8

監査公表第24号 ..... 10

監査公表第25号 ..... 13

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第13号

運転免許取得者等教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

運転免許取得者等教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則

運転免許取得者等教育の認定に関する施行細則(平成12年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する施行細則</u></p> <p>(趣旨)<br/>第1条 この細則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「教育規則」という。)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「検査規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書)<br/>第2条 <u>教育規則第5条第1項又は検査規則第6条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等教育等認定申請書(別記様式第1号)とする。</u></p> <p>(変更の届出の手続)<br/>第3条 <u>教育規則第7条第1項又は検査規則第8条第1項の規定による変更の届出は、変更事項届出書(別記様式第2号)により行うものとする。</u></p> | <p><u>運転免許取得者等教育の認定に関する施行細則</u></p> <p>(趣旨)<br/>第1条 この細則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。第5条において「検査規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運転免許取得者等教育認定申請書)<br/>第2条 <u>規則第5条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等教育認定申請書(別記様式第1号)とする。</u></p> <p>(変更の届出の手続)<br/>第3条 <u>規則第7条第1項の規定による変更の届出は、変更事項届出書(別記様式第2号)により行うものとする。</u></p> |

る。

2 教育規則第 7 条第 3 項又は検査規則第 8 条第 3 項の規定による変更の届出は、添付書類変更届出書 (別記様式第 3 号) により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第 4 条 法第 108 条の 32 の 2 第 5 項 (法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による認定の取消しは、認定取消通知書 (別記様式第 4 号) により行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第 5 条 教育規則第 13 条又は検査規則第 14 条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)～(4) 略

(書類等の経由)

第 6 条 法、教育規則、検査規則及びこの細則の規定により和歌山県公安委員会に申請書、届出書等を提出する場合は、和歌山県警察本部交通部運転免許課長を経由して行うものとする。

2 規則第 7 条第 3 項の規定による変更の届出は、添付書類変更届出書 (別記様式第 3 号) により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第 4 条 法第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書 (別記様式第 4 号) により行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第 5 条 規則第 13 条又は検査規則第 14 条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)～(4) 略

(書類等の経由)

第 6 条 法、規則及びこの細則の規定により和歌山県公安委員会に申請書、届出書等を提出する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を経由して行うものとする。

(1) 法第 98 条第 1 項の自動車教習所を設置し、又は管理する者 和歌山県警察本部交通部運転免許課長

(2) 前号に掲げる者以外の者 和歌山県警察本部交通部交通企画課長

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

運転免許取得者等教育等認定申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

住 所  
申請者  
氏 名

道路交通法第108条の32の2第1項(同法第108条の32の3第1項)の規定により、

- 運転免許取得者等教育  
の認定を申請します。
- 運転免許取得者等検査

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 運転免許取得者等教育(運転免許取得者等検査)に使用する施設の名称  |  |
| 運転免許取得者等教育(運転免許取得者等検査)に使用する施設の所在地 |  |
| 運転免許取得者等教育(運転免許取得者等検査)の課程(方法)の区分  |  |
| 運転免許取得者等教育(運転免許取得者等検査)の課程(方法)の名称  |  |
| 添 付 書 類                           |  |
| 備 考                               |  |

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 該当する□欄にレ印を記入すること。
- 3 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号中「第7条第1項」の次に「（運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項）」を加える。

別記様式第3号中「第7条第3項」の次に「（運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第3項）」を加える。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第4条関係)

## 認定取消通知書

年 月 日

殿

和歌山県公安委員会

印

道路交通法第108条の32の2第5項(同法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第5項)の規定により、

運転免許取得者等教育

の認定を取り消したので通知します。

運転免許取得者等検査

|         |  |
|---------|--|
| 認 定 番 号 |  |
| 理 由     |  |

- 備考 1 該当する□欄にレ印を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 和歌山県告示第1063号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1792番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第457号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

湯浅町ふるさと振興課（有田郡湯浅町湯浅1982番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年9月26日から同年10月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1064号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第606号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

- (2) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、産業廃棄物置場からの悪臭等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。
- (3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (4) 当該地の隣接道路に、紀伊中学校の通学路が設定されているため、通学生徒への安全対策を講じてください。

#### 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

#### 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年9月26日から同年10月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1065号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字上ノ段427の1・427の2・427の3・字久保428の1・428の2・428の8(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準(令和2年和歌山県監査公表第10号)に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森田康友

和歌山県監査委員 河野ゆう

和歌山県監査委員 谷洋一

和歌山県監査委員 多田純一

#### 1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

#### 2 監査の着眼点

##### (1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

##### (2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関            | 監査実施年月日   |
|-------------------|-----------|
| 公益財団法人和歌山県農業公社    | 令和4年8月17日 |
| 一般社団法人わかやま森林と緑の公社 | 〃         |
| 和歌山県土地開発公社        | 令和4年8月18日 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

一般社団法人わかやま森林と緑の公社

超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第23号

令和4年3月16日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 谷 洋 一  
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                          | 監査の結果に基づき講じた措置                                           |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>今後、現金払込書の取扱いについて、適切な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

2 和歌山県消費生活センター

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                                     | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>(1) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。<br/>ア 夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給</p> | <p>注意事項<br/>(1) 旅費の支出については、次のとおり措置した。<br/>ア 誤って支給した旅費については返納手続を行った。夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載につい</p> |

|                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>していた。</p> <p>イ 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給していた。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>て、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)等に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 誤って支給した旅費については返納手続を行うとともに、在勤公署から用務地までの距離をその都度確認するなど、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 郵便切手の受払時にはその都度検印し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                      | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>支出負担行為の出納機関への合議漏れについては、会計事務に関する認識不足に起因するものであったことから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p> |

4 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 発券類整理簿について、受入れの検印及び残数の登記がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 駐車場使用料について、調定すべき金額の積算基礎に係る妥当性等を確認せずに収入調定していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) パソコン機器等の賃貸借契約について、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>ア 契約書の賃貸借期間の終期を誤っていた。</p> <p>イ 起案文に添付された仕様書の内容と、契約書に添付された仕様書の内容に相違があった。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 発券類整理簿の記載について、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 調定時に積算基礎を確認できる書類を添付するよう、取扱いを改めた。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 契約書を変更し、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> |

5 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                                                 | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 発券類整理簿について、受入れの検印がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、入館券を納品した際は、発券整理簿に受入れの記載をした上で、検印の確認を複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、郵便切手類を購入及び使用した際は、枚数の確認をした上で、検印の確認を複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

6 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                      | 監査の結果に基づき講じた措置                                                          |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>消防用設備等修繕料の支出について、履行確認がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

7 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                      | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>備品の現在高と現物との照合については、本年度中に終了した。今後は、管理簿と現物を常に確認して状況把握に努め、適切に管理することとした。</p> |

8 和歌山県立和歌山高等学校

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                   | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>(1) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。<br/><br/>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約の仕様書について、必要のない項目が含まれていたため、適正に処理されたい。<br/><br/>(3) 郵便切手類使用簿について、複数職員による現物確認を行っていたにもかかわらず、3月末の種類別の残高の枚数に誤りがあったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>(1) ETCカードの適正な管理について、職員に周知するとともに、再発防止のため、貸出し及び返却の際は、複数の職員でカードを確認し、枚数が明らかになるよう、カードホルダーを用いて管理することとした。<br/>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約に係る仕様書の項目内容を再点検し、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。<br/>(3) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に取り扱うとともに、郵便切手の使用日ごとに、現物と郵便切手類使用簿の残高を照合し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

9 和歌山県和歌山西警察署

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                               | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項<br/>署員に対し、公用車使用時における留意事項及び事故防止方策について教養を強化し、交通事故防止対策への更なる意識高揚を図るとともに、車両の適正な管理に努めている。</p> |

和歌山県監査公表第24号

令和4年5月16日付け監査報告第25号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 谷 洋 一  
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                         | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                    |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>産業廃棄物を不適切に処分していたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>不用備品（産業廃棄物）を処分する際は、関係法令に基づき産業廃棄物処理に必要な事務手続を行った上で処分するよう、職員に周知徹底した。</p> |

2 海草振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年1月28日

| 監査の結果                                                                                                                                                        | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>(1) 紀の国森づくり基金活用事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。<br/><br/>(2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項<br/>(1) 当該事業の各事業主体が保管する領収書など関係書類を精査し、事業が適切に行われていたことを再確認した。また、令和3年度の提出書類の審査については、チェックリストに基づき審査の徹底を図り、事務引継ぎについては、担当者のほか、グループリーダー及び課長も含めて行い、事務処理の適正化を図った。<br/>(2) 交通事故の防止については、特に同乗者による安全確認とタイヤの摩耗等の車両点検の徹底に努めた。<br/>また、朝礼時、定期的に安全運転意識の向上を促すとともに、安全運転に係る資料の回覧や技術向上に係る研修への積極的な参加を促すなど、あらゆる機会を通じて再発防止に努めている。</p> |

3 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和4年3月16日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>指摘事項<br/>行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。<br/>今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項<br/>(1) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。<br/><br/>(2) 土地水面使用料の未収金について、債権管理簿が未作成であり、未納者に対して納付に向けた協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。<br/><br/>(3) 郵便切手類使用簿において、検印されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>指摘事項<br/>調定がなされていないものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。<br/>今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。<br/>また、再発防止策として、占用許可事務等に係る「申請受付簿」を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備するとともに、道路占用については昨年10月1日から、河川占用については令和4年4月1日から電子申請システムを導入した。</p> <p>注意事項<br/>(1) 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正な事務処理を行うよう、決裁者及び職員に周知徹底するとともに、通勤手当認定情報が旅費システムに反映していない場合の操作方法について改めて職員に周知した。<br/>なお、過支給の旅費については返納手続を完了し、収納を確認した。<br/>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき債権管理簿を備え適正に債権を管理するよう、関係職員に周知徹底した。<br/>なお、未収金については債権管理簿を作成の上、納付交渉し、納付を確認した。<br/>(3) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知した。また、日々の検印確認を徹底するよう、指示した。</p> |

- (4) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
  - ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしているものがあつた。
  - イ 承認印の押印が漏れていた。
  - ウ 職名・氏名の記載が漏れていた。
  - エ 移動方法の記載が漏れていた。
  - オ 復命方法の記載が漏れていた。
- (5) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。
- (6) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。
- (7) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があつたので、適正に処理されたい。
- (8) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。
  - ア 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。
  - イ 使用終了時間が記載されていなかった。

- (4) 職員等の旅費に関する条例等に基づき適正な事務処理を行うとともに、記載漏れ等については職員及び決裁者が確認するよう、周知徹底した。
- (5) 和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）に基づき適正な発注事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。また、起案者には決裁の完了を必ず確認するよう指示した。
- (6) 和歌山県財務規則等の規定に基づき適正な調定事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。また、起案者には決裁の完了を必ず確認するよう指示した。
- (7) 和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知し、特に、算定額については複数人でのチェックを徹底するよう指示した。
- (8) 和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。また、記載事項の確認を徹底するよう、車両管理者等に指示した。

4 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和4年3月16日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                         | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があつたので、適正に処理されたい。</li> <li>(2) 物品調達伺において、決裁権者の決裁がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。</li> <li>(3) 需用費修繕料及び工事請負費の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。</li> </ul> | <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に周知するとともに、直ちに旅行命令簿を作成し、過年度支出を行った。</li> <li>(2) 決裁の状況については、決裁者が確認することはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</li> <li>(3) 出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</li> </ul> |

5 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和4年3月16日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収入調定を行った勝者投票券売上収入において、公金振替の手続が遅延している事例があつたので、適正に処理されたい。</li> <li>(2) 競輪開催事務協力負担金に係る収入事務において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事前に調定すべきところ、事後調定により収入調定を行っていた。</li> <li>イ 公営競技事務所出納員口座に振り込まれた収納金の指定金融機関への払込みが遅延していた。</li> </ul> </li> <li>(3) 電気使用料及び水道使用料収入において、使用量の算出を誤っている事例があつたので、適正に処理されたい。</li> <li>(4) 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。</li> </ul> | <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勝者投票券売上収入に係る収入調定を行った際には、収入調定の決裁後、速やかに公金振替の手続を行うよう、職員に周知徹底した。</li> <li>(2) 令和2年度分から、出納員口座への振込による処理方法から、事前に収入調定を行い、納付書により納付を依頼する処理方法に改め、このような事例を発生させないようにしている。</li> <li>(3) 今後このようなことのないよう、使用量の算出を行う際には、複数の職員でチェックするよう、職員に周知徹底した。</li> <li>(4) 支出負担行為の合議については、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</li> </ul> |

(5) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(5) 不適合箇所のうち、早急に対処可能な箇所から改善を行っている。  
業者との契約等が必要な箇所については、所定の手続を経た上で、改善していく。

6 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和4年3月16日

| 監査の結果                                                                                                                                   | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があった件について、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例として指摘があった17件のうち、15件については、行政指導の結果、令和4年5月31日までに使用許可を行った。<br/>今後は、使用許可を受けずに使用している使用者に対し、監督処分や行政代執行を視野に入れながら処理を進めていく。</p> |

和歌山県監査公表第25号

令和4年5月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 谷 洋 一  
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 包括外部監査の特定事件

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監査の結果（指摘・意見）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 措置の内容                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4 監査の結果及び意見（各論）</p> <p>【1】 県立学校の再編計画</p> <p>4. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 県立学校の具体的再編について</p> <p>【意見① P48】</p> <p>和歌山県立高等学校再編整備計画は、当初、令和2年度内での計画策定を予定していたが、県議会等で慎重な進め方を求める意見等があり、県民等からの意見聴取と再編への県民の合意形成をまずは進める対応とした結果、令和3年11月に「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」及び「各地域における今後の県立高等学校の在り方」（以下、「考え方」）を公表するとともに、令和3年12月に「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）」（以下、「原則と指針（案）」）を公表している。なお、「原則と指針（案）」は県民意見募集を行ったうえで、令和3年度末あるいは令和4年度に最終確定を予定している。</p> <p>「原則と指針（案）」では、「考え方」を県</p> | <p>今後、各地域における各県立高等学校の在り方や教育内容の具体案を作成していく段階で、地域の方々の希望や願いを聞いていく仕組みを設け、再編整備の方向性に反映していくこととした。</p> |

の高校再編における合意事項と位置付けており、「考え方」に沿って、再編整備を進める方針である。「考え方」における「②再編整備の概念」には以下のとおり記載されている。

- 子供の希望や地域の状況等をもとに、今ある32校の県立高校を可能な限り存続充実させます。
- 自宅から通学可能な所に、多様な学び方と活気がある高校を整備します。
- 夢や希望の実現に応えるため、各高校の特色化を進め、充実した教育を保障します。

確かに、学校は地域住民との関わりが密接であり、また、将来を担う子供たちへの一定の教育環境水準を保障しなければならないという公共的性格を持つ施設であることから、一旦は既存の県立高校を可能な限り存続充実させるという方向性は決して誤ったものではないと考える。

しかし、将来を担う子供たちのために教育環境をどう充実発展させていくのかということ踏まえると、教育委員会も検討しているように、例えば、県内の地域ごとに「あり方協議会」等を設置して存続充実させていくのか、あるいはさらに踏み込んだ形での再編(統廃合)という方向性を持つのかなど、今後も検討の余地はあるのではないかと考える。

## 【2】労務管理、働き方改革及び業務効率化

### 4. 監査の結果及び意見

#### (1) 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について

##### 【意見② P53】

教育委員会が実施している教員の勤務時間実態把握調査は、一定の期間内(約1か月程度)の連続する7日間の平日を調査期間としている。そのため、調査期間によっては、体育祭や文化祭等のイベントがある時期や、部活動の大会が集中する時期であれば、それらに関連する勤務時間が多くなることもあり、偏りが生じることになる。

働き方改革を推進していくために、教員の勤務時間を把握すること、その勤務時間でどのような業務を行ったかを可視化することは重要なことであり、当該調査はその一環をなしていると考えられるが、調査期間が偏っているために本来把握されるべき勤務実態が適切に把握できないと考えられる。

県によると、教員の勤務実態の入力事務に係る負担を極力軽減するために調査期間が短くなっているとのことであるが、当該調査を実施する目的を達成できる結果が得られるかどうかは、検討の余地があると考えられる。

また、働き方改革をより効果のあるものにするために、ICTの活用が考えられる。例えば、RPAの導入によって、反復継続的な単純作業(例えば、システムへのテストの採点結果の入力業務等)をロボットに代替させることができる時間を調査することは、働き方改革を進めるための検討材料になると考えられる。このように、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間を調査することも重要

教員の勤務時間実態把握調査の実施期間については、例年と同様、11月～12月の一定の期間内において、通常期の平均に最も近いと考えられる平日に祝日を含まない連続する7日間とし、通常期とかけ離れると判断される期間は避けるように依頼する。

令和3年度の総括安全衛生委員会において、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間の調査として、業務区分の追加を提案し、内容等詳細は、引き続き検討する。

であると考えられるため、そのような業務区分を追加することも検討の余地があると考えられる。

(2) 校務の効率化に向けた点検シートについて

【意見③ P53】

校務の効率化に向けた点検シートは年3回、校務の効率化の自己点検を行うものである。○は達成できた、△はまだ取り組み中、×は達成できない、という評価である。評価について、期中は△が続いている項目があるにもかかわらず、年度末の評価部分は全ての項目が○となっている学校があった。達成できていると判断しているのかもしれないが、期中で取り組み中であつた項目が全て達成できたとするのは不自然な部分もある。

この評価項目について、達成目標が曖昧であり、また、主観的にならざるを得ないことから、適切に評価できているとは言い難いのではないかと思われる。

教育委員会は、この校務の効率化に向けた点検シートについて、達成目標は何か、前期と比較した当期の達成度合なのか基準を明確にし、学校へ伝達するべきである。

【3】 その他教育委員会全般

4. 監査の結果及び意見

(2) 企画事業に係る事後評価について

【意見⑤ P55】

教育振興基本計画の基本的方向2「信頼される質の高い教育環境づくり」の重点施策に掲げられた「高等教育機関による地域活性化の推進」の取組として、高等教育機関連携事業が実施されている。その代表的なものが和歌山大学との連携事業である、県立学校に通う生徒を対象とした高大連携出前講義であり、令和2年度は、11校で計15回の講義が実施された。

当該事業は、県立学校からの希望に基づいて、大学教員に県立学校へ出向いてもらい、専門性を生かした講義を実施してもらうものである。この事業が県立学校からの希望に基づいて行われる、授業の一環としての講義であることに鑑みると、個々の講義について参加者アンケートをとるなどして、当該講義を受けた生徒の理解度や期待した効果の程度等から講義の目的適合性を事後的に評価するとともに、各講義の評価結果を取りまとめて分析し、事業全体としての評価を大学へフィードバックして、次年度以降の事業継続の可否や講義テーマの拡充等に活かすことが有意義である。しかし、本事業に関しては、アンケートの実施が徹底されておらず、各学校に任されており、アンケート結果についても必ずしも共有されている状況にはなかった。

アンケートを通じて、受講した生徒の率直な意見等を収集・分析し、その結果を大学にフィードバック・共有することによって、連携事業の成果を評価することができ、講義内容の見直しや次回以降の講義テーマの企画などに役立てることができるものとする。そうした観点から、本連携事業のような企画事業については、参加者アンケートを実施し、結果を分析して次回企画に役立てるよう、教育委員会から学校に

本年度の校務の効率化に向けた点検シートによる自己点検の実施に当たって、達成目標と達成基準を各県立学校に示した。

高等教育機関連携事業の参加者にアンケートを実施することとした。

対して指導し、徹底することが望まれる。

#### 【4】学校評価

##### 4. 監査の結果及び意見

##### (1) 学校評価の結果と改善方策の公表の方法

###### 【指摘① P61】

各高校での学校経営計画の策定状況や学校評価が適切に行われることを担保する施策として、「学校評価シート」を各高校で作成している。学校評価シートは各高校で重点目標を設定し、それらに対応した評価項目を定め、年度末には自己評価を行うとともに、学校関係者評価を受けて、教育委員会に報告している。

学校評価シートには「学校評価の結果と改善方策の公表の方法」の欄があり、自己評価・学校関係者評価を公表する方法も定める必要があるが、監査対象とした学校のうち、一部の高校においては学校評価シートに記載されている公表方法に沿った公表がされていなかった。

(表 略)

実際に公表している方法に次年度以降、記載を見直す等、記載内容と実態を合致させるべきである。

また、「学校評価シート」で各学校が定める公表の方法として、学校のホームページに公表する旨が記載されている県立高校についてその公表状況を確認したところ、適時・適切に学校評価が公表されていない学校が13校発見された。

特に、学校評価の公表方法をホームページのみとしている県立高校については、公表自体は学校教育法で法定化された事項であるため、速やかに改善を図るべきである。

(表 略)

##### (2) 学校評価に関する教育委員会の役割について

###### ①教育振興基本計画の実行における教育委員会の指導的機能について

###### 【意見⑥ P63】

県が策定した教育振興基本計画に基づく施策については、教育委員会事務として毎年度点検及び評価が行われている。令和3年6月の「教育委員会事務の点検及び評価報告書」には、5つの基本的方向とその取組方針を受けた令和2年度の主な取組、その成果と課題、進捗管理目標の状況が示されている。このような体系立った取組については、方針を共有した上で、教育委員会>学校>教職員へとBreak Downして、それぞれの階層が主体となって取り組むことを具体的に立案し、Outcomeとなる指標もそれとつながるように設定することが一般的であると考え。

この点、公表されている第3期教育振興基本計画を見ると、主な取組とともに進捗管理目標が示されているが、どの階層が主体となって進める取組であるかは、住民目線からは必ずしも明確でない。県立学校の学校評価シートとの関連で見ても、重点目標に記載された具体的取組・評価指標が基本計画のどの取組に資するものであるかは必ずしも明確でない。

学校単位で取り組まなければならない目標については、学校で働く教職員が自分事とし

学校評価の結果と改善方策の公表の方法について、令和4年度から使用する学校評価シートの「学校評価の公表方法」の記載方法に沿って公表するとともに、令和3年度の「学校評価シート」については、全県立学校が各校のホームページにおいて公表したことを教育委員会で確認した。

学校評価制度の仕組みや県の取組状況等について記載した「学校評価の手引き」を令和4年4月に作成し、全県立学校に周知した。また、教育委員会のホームページでも公開した。

て意識して取り組まなければ結果が伴わないのは当然の帰結である。教職員個人が意識して取り組まなければ、目標との乖離があった時にその要因を分析することはできず、PDCAによる改善を見通すことはできない。このように捉えると、学校現場において、基本計画からのつながりの中で、当事者たる教職員が自分事として何にどう取り組むかをどのように意識付けするかが問われるところである。

この点、教育委員会では、教職員向けに「学校教育指導の方針と重点」を作成・配付して、学校教育に関する指導の重点について理解を促しているところである。また、県の方針を共有するとともに、県が目指す教育を実現するための学校運営に必要な留意点を示している。しかし、内容的には普遍的なものとならざるを得ないところがあり、各学校が置かれた状況に応じて、どのように取り組むかの教職員個人への意識付けは、最終的に現場に任されている。

学校教育においては、ほとんどの取組が“年度”で仕切られること、公立学校の場合、年度ごとの人事異動により教職員の流動性が高いことなどを考慮すると、各学校の教育方針や取組の継続性を如何にして担保するかは重要な課題であると考えられる。そのような観点から、学校の主体性を尊重しつつも、教育振興基本計画の主な取組と進捗管理目標を、学校評価における具体的取組に反映させ、かつ、教職員に意識付けし、計画期間にわたる継続的な取組として促すためには、設置者として教育委員会が学校に対する指導的機能の質と関与度合をある程度高めることが望まれる。

また、現在のところ、県下の教育行政を預かる県として、学校評価制度について説明や設置者として県立学校の自己評価に対する評価など、学校評価に県がどのように関わっているかは教育委員会のホームページ等において県民に示されていない状況にあると認められる。教育振興基本計画について、教育委員会事務の点検及び評価として取組状況を示しているように、教育行政の一環にある学校評価についても、どのような仕組みで、県がどのように取り組んでいるかについて、広く県民に説明されてしかるべきである。

## ②教職員評価との連動について

### 【意見⑦ P64】

学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気付きを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。

一方、教職員評価は、地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるものであるが、授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるため

「学校評価の手引き」において、学校評価と県の諸計画やスクール・ポリシー等との関連性について明記した。

あわせて、学校評価における重点目標の設定の際には、教職員一人一人がその目標を共有し、個々の教育活動の中で意識して取り組んでいけるよう、共通理解を図る必要性についても明記した。

のものでもある。

GLでは、目的と結果の公表において学校評価と教職員評価は大きく異なるとしつつも、目標設定を出発点とする目標管理型の評価制度として両者の共通性を認めている。すなわち、教職員の人事評価として用いることを前提に教職員の取組を評価することは否定しながらも、目標管理の在り方として、学校の取組目標とそこで執務する教職員の取組目標を設定するに当たって、両者を連動させることは否定されていない。むしろ、①で述べたように、学校現場において、当事者たる教職員が自分事として何にどう取り組むかの意識付けがなければ、学校の取組目標の達成は望むべくもないと言えよう。

この点、目下行われている教職員評価は、個々の資質向上や学校の活性化を目的としたものであり、管理者である校長は県（教育委員会）が、管理者以外の教職員は校長が評価者となって、自己評価シートを用いて行われている。校長・教頭・主任といった職階ごとに求められる職責が異なるため、目標設定項目は職階によって異なるものの、勤務する学校の運営方針に基づいた取組目標を設定し、それを達成するために、担当する職務の中から達成を目指す目標を具体的に設定する形は共通である。学校の取組目標が教職員個人の取組目標と連動する形にはなっていないものの、学校運営方針を踏まえる形で目標設定している点については、学校評価との連動を図る素地として認められると考える。

教育振興基本計画と各年度の「学校教育指導の方針と重点」、学校評価、教職員評価は本来、連動してしかるべきものである。すなわち、中期的な計画として教育振興基本計画が策定され、計画期間（5年）で達成すべき目標に取り組む過程で、学校評価や教職員評価を位置付ける。学校評価は基本計画を踏まえて、各学校が当該期間で達成すべき学校目標を設定し、その達成・進捗度合を年度ごとに測るもの、教職員評価はその学校目標の達成に寄与するように、教職員としてなすべき個人目標を設定し、その達成・進捗度合を年度ごとに測るものとして、いずれも中期的なサイクルで必要に応じて更新しながら機能することが理想である。しかしながら、現実には異動を始め、様々な要因が影響し合っているため、目標設定から評価に至るまでこれらを完全に連動させることは困難な状況にある。

そうした困難さがあることを考慮しつつも、学校の取組目標の達成、ひいては基本計画の目標の達成は、つまるところ、教育の現場にある教職員が自分事として取り組める否かにかかっていると見え、その意識付けやモチベーションを促すためには、県が学校評価を核とした学校マネジメントのあり方を検討し、各学校の目標達成に必要な人材（教職員）の育成を中長期的視野に入れて、学校評価を教職員評価と連動させる項目を特定するなど、一定程度の連動を図ることが望まれる。

## ③学校評価に関する手引きの整備について

## 【意見⑧ P65】

学校評価に関して、設置者として直接的な監督責任を負う対象は、報告書の提出を受ける学校であり、県にとっては県立学校が対象である。その観点からすれば、県立学校以外の学校評価に関して、県は何ら責任を負うものではないと言えるが、県立学校以外の、とりわけ小中学校が設定すべき学校教育目標は、県が策定した教育振興基本計画を踏まえて設定されるべきものとなっていることに鑑みると、県立学校以外に対しても何らかの監督責任はあるものとするのが妥当である。

県の教育振興基本計画では「未来を拓くひとを育む和歌山」という県の教育分野における将来像の実現に向けて、教育分野全般にわたって取組方針や目標が掲げられているが、第三者的に見て、小中高のどの学校に関わる取組方針や目標であるかが判然としないものがある。

義務教育としての基礎教育の場として一定程度の画一性・均一性を有する小学校・中学校と、中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育や専門教育を施す場である高等学校では、学校教育目標に質的な違いが求められるものとする。GLでも、高等学校の学校運営の骨格は、小中学校と共通する面が多いとしながらも、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態があり、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる、とされている。

現在のところ、県からは、各学校が学校評価を実施するに当たって、教育振興基本計画を踏まえ、どのように学校教育目標（あるいは中長期的な学校経営の方針）に落とし込むかについて、文部科学省から示されているGLと、県立学校には学校評価実施要項があるのみであり、手引きといった形で具体的には示されていない。また、県立学校が実施している学校評価では、目標設定は基本的に学校に任されている。

県の教育振興基本計画における取組方針や目標は県教育委員会が主導して策定するものであり、どの学校にどういった取組を促し、教育振興基本計画の達成に資する学校評価として、より一層有意義なものにするためにも、各学校の助けとなるような、県としての学校評価に関する手引きを整備することを求めたい。

なお、学校評価に関する手引きは、学校教育の段階(校種)を考慮して、小中学校と高等学校とは別に作成することが望ましく、その場合、それぞれの設置主体が作成することが適切であると考えられる。すなわち、高等学校(県立学校)については県が作成する方向で進め、小中学校については県が一定の監督責任を果たす形で、県が定めた手引きを参考に各自治体(市町村)が作成するよう促すことが適切であると考えられる。

また、県が示す方向性を、教育振興基本計

「学校評価の手引き」を令和4年4月に作成した。

また、「学校教育指導の方針と重点」においては、必要に応じ、「小学校では、」、「中学校では、」等校種を示し、読み手にわかりやすい表記となるよう工夫する。

画の項目に従い、学校・教職員に示し共有する手段として、県は年度ごとに「学校教育指導の方針と重点」を各学校の教職員に配付しており、これが、各学校等が学校評価における当該年度の重点目標を設定する際の参考となっている。この「学校教育指導の方針と重点」は、教育振興基本計画から学校に関するものを抜粋し、学校・教職員のその年度の取組に落とし込んだものである。過去からの改善・改良の変遷の中で、現在の形となっており、教育に携わる教職員が読めば、具体までイメージして読むことはできるとのことであるが、学校評価への活用という観点で、どの校種の取組として留意すべきものであるかがわかるように工夫することが望まれる。

④各学校の中長期的な取組への学校評価の活用について

【意見⑨ P66】

上述の①で述べた学校評価をPDCAサイクルにより持続的に進めていくためには、教育振興基本計画だけでなく、各学校の中長期計画も必要となるが、現在のところ、県ではそうした各学校の中長期計画は策定されていない。

令和3年3月31日に学校教育法施行規則が改正され、「スクール・ミッション」（各高校に期待される社会的役割）の再定義と、「スクール・ポリシー」（①育成を目指す資質・能力→②教育課程の編成・実施→③入学者の受入れに関する三つの方針）の策定・公表が求められることになった。高等学校教育の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保することを目的としたものであり、学校の設置者がスクール・ミッションを再定義し、その再定義されたミッションをもとに、各学校で三つのポリシーを策定することとなっている。

県は、目下、令和2年8月に答申『これからの県立高等学校の在り方について』を受けて、県立高等学校の再編と今後の在り方を取りまとめ、具体的な施策を立案している過程にあるが、各学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション）の再定義とスクール・ポリシーの策定についても、その取りまとめと同時並行的に進められており、当該改正が施行される令和4年4月に公表の予定となっている。

各学校にどのような社会的役割が期待され、どのようなスクール・ポリシーが策定されているかは現時点では明らかでないが、現行の教育振興基本計画は令和4年度が最終年度となっていることを踏まえ、スクール・ミッションの達成に向けて、スクール・ポリシーと学校評価における重点目標や評価項目を関連させる仕組みを構築し、令和5年度に始まる次期の教育振興基本計画における期間で実践していくことが望まれる。

⑤高校教職員の人材育成について

【意見⑩ P67】

県立学校には、今後、各学校に定義される

次期教育振興基本計画において、「学校評価」を核としたPDCAサイクルについて記載することとした。

各学校の特色に対応できる人材育成のための研修の企

スクール・ミッションに基づき、スクール・ポリシーを策定し、その実現に向けた中長期的・持続的な取組を補完する仕組みが必要であることは④で述べたとおりであるが、教育振興基本計画が5年間で策定されていることを踏まえると、県立学校の中長期的な取組もこれと対応する期間で計画・実行していくことが望ましいと言える。

この点において、当事者として先頭に立って、そうした中長期的な取組を進めるべき学校管理者である校長の任期には明確な定めがない。県としては、十分な任期確保に努めているとのことであるが、当事者として、中長期的な取組を計画し、その期間にわたり完遂できる環境にない場合がある。また、中長期的な取組は校長だけでなし得るものではなく、教頭以下、当該学校で教育活動に従事する教職員が組織的に一体となって取り組むべきものであるが、校長以外の学校現場で働く教頭以下の教職員にも異動による一定の流動性があるため、その学校の取組を中長期的な視点で検討することをより強く意識した組織づくりが必要な状況であると認められる。

学校経営として、各学校がそれぞれの特色を形成・確立していくためには、各学校のミッション・ポリシーに合った教職員を育成し配置することが、人事権を有する、設置者たる県に求められると考える。そのため、教員研修についても、これまでも資質・能力の向上に関する指標や研修体系の見直しが行われてきたところではあるが、今後は各学校が再定義されたミッションとポリシーを踏まえて、それぞれの特色を形成・確立していくために、求められる人材像とスキル、人員規模を設定した上で、それに適う人材を育成し、各学校の特色に応じて配置していく必要がある。そのような観点から、どのような研修が必要であるかを県が体系的に企画するとともに、上述④に述べた仕組みの中に当該学校の教職員が受けるべきものを落とし込むことが求められる。

#### ⑥ 県立学校の学校評価に関する公表のあり方について

##### 【意見⑩ P68】

前述のとおり、県は県立学校の設置者として、各県立学校から学校評価に係る報告書、具体的には「学校評価シート」の提出を受けている。県は、提出義務については各県立学校からの提出の有無を管理しているが、一方で、公表義務については適切に公表されていることの確認が網羅的に行われていない。

学校評価に関する情報の公表の方法は、学校評価実施要項において「校長の判断により決定するものとする」とあり、各県立学校に任されている。公表方法が各県立学校に任されている結果、現状では、当該学校のホームページで掲載を見つかることができれば、学校評価の情報を閲覧することができるが、そうでなければ県民が当該学校の情報にアクセスすることは困難であると考えられる。

なお、学校評価実施要項では「自己評価の

画・運営を進めるとともに、「教員研修計画」において、各研修の受講により達成される資質・能力を明確にした。

受講申込や各教職員の受講履歴を管理する「きのくに教職員研修管理システム」を導入し、同システムで保存・管理される受講履歴を活用し、各教職員は自身のキャリアを振り返り、今後の展望を見出せるよう、また、管理職は教職員との面談等の対話において、教職員の資質・能力の向上に向けた研修受講の奨励、研修計画の作成を図ることができるよう、同システムの整備を進めているところである。

県立学校の学校評価の公表については、各県立学校のホームページの掲載項目として「学校評価」に係るものであることを明記した項目を設け、当該項目において、「学校評価シート」の閲覧が可能となるよう、掲載方法の統一化を図った。

結果及び今後の改善方策を広く保護者等に公表する」とあるが、GLでは「広く保護者や地域住民等に公表する」となっており、地域住民への情報開示の意識に欠けるところも見受けられる。

前述のとおり、目下、県は県立高等学校の再編整備と今後の在り方を取りまとめ、具体的な施策を立案している過程にあるが、今後、各学校がどういう特色を目指して、どのような方針のもとで運営されているかを県民に知らしめることの意義は高いものと考えられる。

現状、教育委員会のホームページにはリンク集に「県内公立学校一覧」が設定されており、そこから各学校のホームページを閲覧できる状況にはある。しかし、各学校のホームページの運営は各学校に任されているため、学校評価の情報を閲覧しようとしても、どこに掲載されているかがわかりづらく、当該情報へのアクセスが必ずしも容易でない学校が多い。県立学校全体としての情報開示の一貫性は担保されるべきであり、教育委員会のホームページにおいて、提出されている学校評価シートを一覧で閲覧できるようにする、もしくは、各学校共通して掲載すべき項目とホームページ構成上の示し方について一定のルールを設けて各学校に掲載を指示することが望ましい。

#### ⑦第三者評価の実施について

##### 【意見⑩ P68】

GLに示されているとおり、学校評価には、自己評価、学校関係者評価、第三者評価がある。このうち、自己評価と学校関係者評価は、法令上の義務付けとなっているが、第三者評価は法令上の義務付けがなく、学校とその設置者が必要と認めて実施するものとなっている。

GLにおいて、第三者評価の趣旨は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することにあるとされている。その趣旨に沿って、実際に第三者評価を率先して実施している県もある。

既述したように、今後、県立高等学校の再編、各学校のミッションの再定義、ポリシーの策定が進められることにより、県立学校の運営（学校改革）は新たなステージに進むこととなる。新たなステージでは、再定義されたスクール・ミッションの実現に向けて持続的な取組を進め、学校としての特色を形成・確立していくことになるため、PDCAサイクルによる学校マネジメントが一層重要となる。その学校マネジメントが適切に進捗しているかどうかを評価する手法として、第三者評価の実施が有用であると考えられる。

高等学校の再編整備基本方針と今後の在り方の取りまとめは、目下の第3期教育振興基本計画での「信頼される質の高い教育環境づくり」における最重要テーマの一つであると

「遅くとも、次期教育振興基本計画期間の終期での第三者評価の実施を見据え、それに向けて計画的に検討・準備を進めることを求めたい」との意見については、実施について今後検討する。

認識される場所である。その基本方針に基づいて各学校がスクール・ミッションの実現に向けた具体的取組を進め、それぞれの特色を形成・確立していく礎を築くことが、次期教育振興基本計画で目指すところになるものとする。そのような各学校の取組を客観的に評価し、スクール・ミッションの実現という目標に向けて改善を促す持続的な仕組みを構築することが望まれるところであり、その一環として、第三者評価の実施を見据えるべきである。遅くとも、次期教育振興基本計画期間の終期での第三者評価の実施を見据え、それに向けて計画的に検討・準備を進めることを求めたい。

#### 【5】危機管理及び安全管理

##### 4. 監査の結果及び意見

###### (1) 不祥事防止マニュアル等の教員への確認について

###### 【意見⑬ P73】

教育委員会より、毎年度初めに「不祥事防止マニュアル『教職員の不祥事根絶に向けて』」が各教員に配付され、各高校での校内研修会等において、その内容について説明が行われている。

その後、年度途中の校長と教員の面談時にも改めて不祥事防止マニュアル等について理解がされているかを校長から教員に質問したりする学校もあるが、このようなケースでは、質問をしているだけでは実際に教員が適切にマニュアル等の内容を理解しているかまでは把握できていないと考えられる。

このため、例えば、マニュアルに記載している内容について校長からどのような記載があったのか等を口頭であったとしてもより深度のある理解ができているかを把握するように努めるべきであり、マニュアルに限らずこのような不祥事を起こさせないように教職員に対して公務員としての服務規律の遵守と綱紀の厳正保持について更なる注意喚起を行うべきである。

#### 【6】物品及び備品管理(含: 図書、薬品)

##### 4. 監査の結果及び意見

###### (1) 備品の現物確認について

###### 【意見⑭ P76】

高校では、1年に1度、高校が保有する備品について、現物確認を行い、県所定の様式である「備品出納調」に品名ごとに前年度からの繰越数、取得、管理換・貸付け等、処分、差引現在数を記録して県に報告する必要がある。また、重要物品については「重要物品出納調」、物品については「物品現在高報告書」を備品出納調と同様に作成し県に報告している。

なお、物品の現物確認については、「和歌山県物品管理等事務規程」に、毎年会計年度末の物品現在高報告書の作成に係る規定(第52条)がある。当該規定は現物確認について明確な規程を定めている訳ではないが、報告書は現物確認を前提として作成するものと考えられている。しかし、現物確認の手順についてのルールはなく、図書についても、毎年度に現物確認を実施しているが、現物確認のルールはなかった。

新年度の不祥事防止マニュアルの各教員への配布に当たっては、各校長に対し、面談の機会等を通じて教職員の変化を把握するとともに、教職員がやりがいを持ち、意欲的に職務を遂行できる職場環境を確保するよう、通知を行った。

毎年、物品の現物確認を行うためのルール(校務分掌や教科等で点検箇所を指定する等)を作成するよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

これらの調を報告するためには、本来、年度末あるいは年度の一定の時点で備品の現物調査を全数行うことが必要となる。しかし、毎年度、全数調査を行っている高校もあれば、過年度に実施した全数調査以降は当年度の増減があった備品のみを現物調査する高校もあるなど、高校によってやり方に違いがある状況が認められた。

当年度の増減があった備品のみを現物調査する高校へ照会したところ、「高校では机や椅子等備品が相当な量になるため、過去に一度、現物調査をした時点で数量は固まっており、紛失等の可能性は備品の性格からして限りなく低いと考えて、それ以降は年度で動きのあった備品のみを対象としている。」との回答であった。

校内の物品については、公金である税金で措置された県の財産であるという意識を全職員に意識付け、その管理については校内全体で取り組むべきである。職員は、教科や校務分掌により、担当している箇所が存在している備品について管理する。全数調査は毎年実施し、物品担当事務職員のみではなく、学校全体で取り組む体制とすることが望ましい。

また、物品（図書を含む。）について、現物確認の実施ルールがないため、統一のルールを策定し、県の財産である物品について適切に管理することが望ましい。

(2) 物品貸付調書の作成漏れ

【指摘② P77】

和歌山県物品管理等事務規程第20条において、物品を貸し付ける場合は、物品貸付調書により決定する旨が定められている。

和歌山東高等学校において監査人が選定したサンプルによる現物確認を実施した際に、1つの物品（寝袋）について外部に貸出中で、現物の確認ができない状況であったため、物品貸付調書の作成の有無を確認したところ、当該調書が作成されていなかった。

本来であれば、貸し出す前に、物品貸付調書を作成し、学校長の決裁を経て貸し出しを実施するルールとなっているが、当該決裁を経ずに担当者の判断で貸し出しをしてしまっている状況であった。

物品を外部に貸し出す際に、物品を適切に管理するためにも物品貸付調書の作成は必須であり、漏れなく作成する必要がある。

(3) 備品シールに記載される物品番号

【指摘③ P77】

和歌山県物品管理等事務規程第14条において、「備品には、県有であることを表示しておかなければならない。」とあり、そのために県では物品に備品シールを貼り付ける運用となっている。

那賀高等学校及び和歌山東高等学校において監査人が選定したサンプルによる現物確認を実施した際に、物品管理台帳に記録されている物品番号と備品シールの物品番号を照合したところ、備品シールに物品番号が記載されておらず、物品の分類コードが記載されているものが一部発見された。

物品の分類コードは、机や椅子などの物品種

物品を貸し付ける場合は、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、物品貸付調書を作成するよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

毎年、備品シールに物品番号が記載されているかを確認し、物品番号でない場合は物品番号に修正するとともに、新規に備品シールを作成する際には留意するよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

類別に設定されている番号であり、物品1つ1つに採番される物品番号とは異なるものである。

物品管理を適切に実施するためには、物品管理台帳と現物の照合を定期的に行うこと、物品管理台帳と紐付けるために備品シールを適時・適切に作成し、漏れなく張り付けることが重要であり、どちらかが実施できていない場合は、物品管理が適切に実施できない状況となる。

そのため、物品管理台帳との紐付けが適切にできるよう、備品シールには分類コードではなく、物品番号に修正すべきである。

(4) 設備の更新について

【意見⑮ P77】

和歌山工業高等学校において、授業に使用する機械や工具が古く、旧式のものが見られた。

古い設備は、現在の安全基準に照らせば、基準を満たさないものがある。また、工業高校など、就業につながる専門性を学ぶ学校においては、古い設備で学んでも、就職した会社の設備に対応できない可能性もある。時代の進展に即した設備や環境を整備し、生徒の将来のために必要な設備については、適切に更新することが望ましい。

(5) 長期間使用していない薬品の処分について

【意見⑯ P78】

薬品管理簿を閲覧したところ、10年以上使用記録のない薬品が見られた。薬品の保管・処分について訪問した高校については明確な規程はなかった。

授業内容や科目の教員によって使用する薬品は変化するものの、特に薬品の中でも毒物や劇物について使用見込みのないものについては、盗難にあった場合に影響が大きく、適切に処分し、必要な薬品以外は保有しないことが望ましい。

(6) 現物確認

【指摘④ P78】

和歌山工業高等学校において、屋外に設置しているサッカーゴールに備品シールが貼られていなかった。また、ボール盤や掃除機に貼られているシールの劣化が激しく、物品番号や取得日等が判別できない状況となっていた。学校内の備品類には、たとえ屋外の設置備品であっても、全て備品シールを貼り付け適切に管理すべきであり、また備品シールについては読み取りが可能となるように貼り替えを行うべきである。

【7】情報管理

4. 監査の結果及び意見

(1) 各学校のホームページ運営支援について

【意見⑰ P80】

国(文部科学省)が進めている「教育の情報化」とは、

- ①情報活用能力を育成する情報教育
- ②ICTを活用した教科指導

ICT：情報通信技術 (Information and Communication Technology)

- ③校務の情報化

各学校で実施する実習等において必要となる設備については、従前から実施している予算ヒアリング等を通じてニーズの把握に努めていく。

各県立学校では、従来から需要度や使用期限等に応じて薬品の管理を行っているが、再度、保管薬品について確認するよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

今後も保管薬品が不要となった場合は適正に処分できるよう、予算ヒアリング等の機会を通じて学校の状況を把握し、予算措置を行っていく。

全ての備品に備品シールを貼るとともに、記載内容が判別できないものについては貼り替えを行うよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

ホームページについては、各学校の特色や独自性を残したまま、効果的な情報発信が行えるよう、ホームページ作成技術を含む、教職員のICTに係る知識・スキルの向上のための研修を実施する。

を通して教育の質向上を目指すものであり、県は、教育振興基本計画の基本的方向2「信頼される質の高い教育環境づくり」の柱として「教育の情報化の推進」を掲げている。そして、全高校をネットワークで網羅した校務支援システムを全国的にも先駆けて導入・運営し、さらにGIGAスクール構想の対象ではない高校にも1人1台タブレット端末を導入するなど、和歌山県の学校教育における情報化は、ハード面において進んでいると評価する。また、ソフト面では、Teamsの活用方法やオンライン授業に関する資料・動画、トラブルや疑問等を共有できる環境を整え、教員個々の能力向上を支援しているところである。

ICT教育に関しては、メリット・デメリットがあるものの、その効果は機器・環境の整備以上に、教育現場においてICTをどのように利活用するかにかかっている。これは、ICT機器や教材を活用する教職員に、ノウハウの習得とICTリテラシーを身につけることが求められることを示唆しており、それは多くの教職員にとって負担になることが懸念される。

一方、校務の情報化という観点から学校運営を捉えると、今後、各学校がスクール・ポリシーのもとそれぞれの特色を形成・確立していく上で、各学校の取組状況等を生徒保護者や地域住民に知ってもらうこと、客観的に見てもらうことが肝要であると考え。そのための手段として、ホームページを利用した情報発信が有用である。

現在のところ、各学校のホームページの運営は、基本的に各学校に任されているため、ホームページの作成やコンテンツの掲載を誰が担うかについても各学校の判断となっている。そのため、訪問した学校での質問や何校かのホームページの閲覧を通じて、そうした知識やスキルを持った教職員がいるかないか、その教職員がどの程度の知識・スキルを持っているかによって、ホームページの利用・充実の度合に差があるように見受けられた。

教育の情報化を推進するには、働き方改革を念頭に教職員の業務負荷軽減についても考慮することが必要である。実際の授業等での利活用に関しては、それぞれの教科や指導内容のために教員個人の努力や創意工夫によらざるを得ないところがあり、ICTリテラシーに係る負担は教員の本務として避けられないが、ホームページを利用した学校からの情報発信は教員でなくとも担当できることであり、教員の負担軽減の観点から何らかの対策を講じる余地があるものとする。特に、今後、県立学校のあり方が注目される環境にあることを鑑みると、発信する情報の内容や質、閲覧のし易さなどが問われると考える。

そのため、ホームページの運営に関して、具体的なコンテンツやデザイン等は各学校に任せるとしても、掲載すべき基本的な事項や掲載方法に関する基本的なフレームについては、県が一定の方針ないしルールを示すとともに、各学校に対する支援策を県が率先して講じることが望まれる。

また、教職員の知識・スキルの向上支援についても、現在は資料や事例等の共有が中心であるが、教職員それぞれのレベルに応じた研修プログラムの提供や外部講習受講の補助など、実用的な知識・スキルの習得を後押しする積極的な支援が望まれる。

(2) パスワードの管理について

【意見⑱ P82】

県では、ICT教育のため、生徒1人に1台の端末を貸与することとなった。なりすましによる使用等、他者による不正使用の防止や悪用をさせないために、個々に配付するパスワードについて、生徒の情報セキュリティの力を向上させることは必要であるため、教育委員会として時代に応じた情報リテラシー教育を充実させていくべきである。

【9】奨学金管理

4. 監査の結果及び意見

(1) 時効の援用による、奨学金の不納欠損について

【意見⑲ P88】

令和2年度に処理した奨学金の不納欠損の金額の合計は38,796千円であった。その内訳は、自己破産によるもの3,190千円、時効の援用によるもの35,606千円であり、時効の援用によるものが90%を超える。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。令和2年4月1日施行）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項によれば、「債権は、10年間行使しないときは消滅する。」ため、奨学金の時効は10年である。また、民法第145条によれば、時効の援用とは、債権者に対し時効を迎えたので借金の返済をしないという意思表示である。債務者は債権者に対して時間が経過しても借金はなくなる。債務者は時効により債務を抹消したいのであれば、時効を援用しなければならない。

時効の援用をする条件は3つであり、①債権の消滅時効の期間が過ぎていること、②債権者が自分に対して裁判を起こしていないこと、③債務のあることを認めていないことである。

不納欠損票に添付されている、奨学金の滞納者の個別の債権回収の記録によれば、滞納者が職員の再三の対応にもかかわらず、不在や連絡が取れない等、債務の存在を認めようとしていない。このような状況にもかかわらず、時効の経過後、時効の援用のために連絡がつくのは滞納者にとって都合の良い話である。

時効の援用により不納欠損の対象となった金額は少額であるとは言えない。県としては、引き続き、滞納者と連絡をとり、奨学金には返済の義務があり債務の存在を認めさせて債権の回収を実施し、必要な場合には時効が消滅する前に裁判を起こし、県の資産である債権を回収することが望ましい。

【10】学校徴収金

4. 監査の結果及び意見

(1) 学級費の支出の裏付けとなる領収書等について

【意見⑳ P92】

和歌山東高校では、県費やPTA会費以外の、

各学校において、パスワード管理や情報セキュリティについて、授業の中で確実に取り扱うよう、共通教科「情報Ⅰ」の学習指導に係る教員研修において、その重要性とともに指導方法についての研修を実施した。

現在、県では、滞納者と接触できるように努めており、接触できた場合には、債務承認を求め、債権回収に努めている。

また、令和3年度からは、議会の議決を得て、訴訟の提起を実施しているところである。

学級費の支出の裏付けとなる領収書等については、支

学校内で現金徴収する経費の透明かつ適正な執行を図るために、「学校徴収金の会計処理に係る取扱要綱」を定め、平素の教育活動を遂行するために教職員が保護者から現金徴収する学級費(学校徴収金の1つ)の管理方法について定めている。当該取扱要綱によれば、「出納については、金銭出納簿等に必要事項を記入し、併せて支出の裏付けとなる領収書を保管する」ことになっている。

そこで、監査人が1クラス分の金銭出納簿をサンプルとして確認したところ、「支出の裏付けとなる領収書等」の全てが、学外の業者等が発行した領収書ではなく、学内の教職員が発行した領収書となっていた。

これは、各科目の担当教員等が、授業で使う教材を立て替えて支払い、後に学級費を管理するクラスの担任教員に、授業で使用する教材費として立替分を精算する際にその立て替えた教員が現金を受け取ったことを意味する領収書を「支出の裏付けとなる領収書等」としていたことによるものである。

「支出の裏付けとなる領収書等」は、本来、外部の業者等が発行する領収書を支出の根拠として保管することが適切であり、学内の教職員が発行した領収書と比較して、支出の裏付けとしての証拠力がより高いものである。現金徴収する経費の透明かつ適正な執行を図るためにも、可能な限り外部の業者等が発行する領収書を「支出の裏付けとなる領収書等」として金銭出納簿に添付して管理すべきである。

(2) 学級費の取扱い

【指摘⑤ P92】

学級費を各担任名義の口座にて管理しており、学級費の残額については年度末に精算し生徒に返金しているが、返金額について金額や内容の確認を第三者が実施していない高校が見受けられた。

公金ではない学級費であるが、全生徒から現金を集めて預かっている以上は厳正に管理し、正確に精算しなければならない。したがって、学級費について、年度末に精算した際には、事務室に通帳、報告書、各経費の領収書とともに提出し、検査・確認を受けるべきである。また、事務室にて金額の正確性ととも、クラス間比較や経年比較をすることで金額の妥当性についても検討するべきである。

出先の業者等の領収書等とするよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。

学級費を年度末に精算する際には第三者の検査・確認を受けるよう、また、徴収する金額の妥当性についても検討するよう、令和4年4月28日開催の県立学校事務長会で通知した。